

投資信託財産の評価及び計理等に関する規則の一部改正について

I 改正等の目的

企業会計基準委員会が策定した時価の算定に関する会計基準の適用指針において、投資信託については「投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に、一定の期間が必要と考えられるため、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正するとともに、当該改正に関する適用時期を定めることとする。」とされていた。これを踏まえ、これまで同委員会が定める同会計基準と本会が定めている投資信託の保有資産に係る評価に関する規律との整合性等について、投資信託の保有資産の評価に関する勉強会、計理専門委員会で検討を行ってきたが、今般、同委員会との間で投資信託の保有資産に係る評価に関する規律と同会計基準との同等性について、協会規則において原則的な考え方を盛り込むことにより、確保することで同意することが出来たことから、このために必要な改正を行う。

II 主な改正等の内容

投資信託財産の評価及び計理に関する規則第3条において、

- ・第1号を改正し、投資信託の保有資産の評価については、原則として、時価の算定基準に則る旨を盛り込む
- ・第3号を新設し、組入資産の評価に第三者から提供された価格を用いる場合に必要となる委託会社の社内体制等について規定
- ・第4号を新設し、本規則各条で定める規定に抛り難いと委託会社が判断した場合の対応について明示的に規定

III 施行の時期

令和3年4月1日から実施する。

以 上